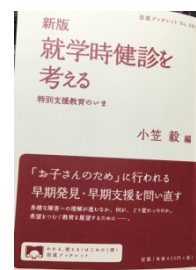


インクルーシブ教育への提案



写真は2019年1月発行の岩波ブックレット。「就学時健診」というタイトルに関心があり、大阪梅田の書店で手にした。

表紙裏から一前著から20年、障害のある子どもたちの教育を取り巻く国内外の法や権利は大きく改善されたように見える。だが、多様な障害への理解が深まってきた一方で、学びの場もそれに応じて細かく分けられるようになり、選択肢も複雑化し、当事者の判断や選択がむずかしくなっている。新たに始まった就学時健診の見直しと、変化し続ける特別支援教育のいまを解説する。

いまから20年前、私（小笠毅）は岩波ブックレット『就学時健診を考える』を執筆しました。当時、「普通」か「特殊」かをめぐる教育体制が問われる事情がありました。それは、障害の有無で振り分けられる就学時健康診断（以下、就学時健診）によって、子どもの進路が左右されるということがあったからです。

「普通」とは、学習指導要領のもと、通常学級で受ける、通常の教育のことです。「特殊」とは、通常学級とは異なる場で、特別なケアを必要とする児童や生徒が受ける特殊教育を簡略化して呼んだ教育のことです。1998年度における全児童生徒のうち、約1.1%の子どもたちが特殊教育の対象にいました。

そして20年後のいま……。日本における特別な教育的支援を受ける子どもは、全体の4%以上に達しています。この間、障害のある子どもたちの教育を取り巻く国内外の法や権利は、大きく変わり、一見改善されたかのように思われます。たとえば、国連主導のもと、「障害者権利条約」が制定され、それに伴って日本も国内法の整備を経て、批准が達成されました。そこには国連の諸人権条約や「サラマンカ宣言」から受け継がれ統合教育からさらに発展した、障害のある子もいない子も同じ教室でともに学びあう「教育のインクルージョン化」の理念が掲げられています。しかしながら、その具体的な展開の前には、いまなお厚い壁が横たわっているようにも思えるのです。

15年ぶりに就学時健診のマニュアルが改訂され、2018年度から全国の小学校や関係機関において使用開始になりました。このマニュアルが「厚い壁」を超えるものとなるかどうか、注視しなければなりません。

（第4章「インクルーシブ教育にむかって」の標題から）

差別を助長するような就学時健診制度が、小手先の改善だけでいいのかどうか、問われているのではないのでしょうか。やはり希望するすべての子どもたちが地域の小学校に通える努力がもっとなされるべきだと思うのです。そして就学時健診は、本人や保護者の希望をかなえる場として機能することが必要です。実際に、障害のある子どもを普通学校に入れるよう支援している全国組織の団体は、毎年の文科省との交渉で、就学時

健診の通知と同時に、小学校の就学通知を送付するようにしてほしいと要望を出しています。

このような教育を受けるのに重要なことは、学習主体者としての自覚です。そしてそれを支えるのが、学びに参加する人のモチベーション。では学ぶ意欲とは一体どこから生まれるのでしょうか。それは、学びそのものを通して、そのおもしろさに気づき、内発的な感動と無限の魅力を伴って生じ、繰り返されていくものです。さらにその学びのサイクルは、多様な子どもたちがともにいることで、響き合い、循環していくのではないのでしょうか。学習社会のはじまりです。

もちろん、それは学校だけに収まりません。しかしながら、学校をともに遊び、学びあう環境へと整備することによって、子どもたちはお互いを知り、そして自分自身を知って成長することができるのです。インクルーシブ教育への道は、一人ひとりの人間性に依拠しながら、その長所と成功を認めあっていく。ここから始める方法が、共生社会を成熟させるために最適なのではないかと思いますが、読者のみなさまはどう考えるでしょうか。

(2019年2月7日)